

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（知事が国の機関として契約する場合は、国。以下同じ。）」を削る。

第四条第二項第二号を次のように改める。

二 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）

第八条中「やむをえない」を「やむを得ない」に、「行なう」を「行う」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第九条第一項中「こえて」を「超えて」に改める。

第十一条第一項中「責」を「責め」に改める。

第十二条第一項中「責」を「責め」に、「支払い」を「支払」に改め、同条第二項中「責」を「責め」に改める。

第二十条第一項中「同条同号」を「同号」に改める。

第二十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「無能力者」を「制限行為能力者」に改める。

第二十二条中「こえて」を「超えて」に改める。

第二十三条及び第二十四条第二項ただし書中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第二十六条（見出しを含む。）中「せり売り」を「競り売り」に改める。

第二十八条中「同条同号」を「同号」に改める。

附則第二項（見出しを含む。）中「建設工事」の下に「及び測量・建設コンサルタント等業務」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。